

長岡市告示第156号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市宮栃尾テニスコートの管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市テニスコート条例（昭和63年長岡市条例第10号）第13条第2項の規定により告示します。

令和6年3月29日

長岡市長 磯田達伸

- 1 開館時間  
日の出から午後9時30分まで
- 2 休場日  
積雪時
- 3 開館時間及び休館日を定める期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで